



発行 新潟県
第6号
 令和元年5月24日
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 65 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 66 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 67 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 68 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定(水産課)
- 69 保安林の指定解除(治山課)
- 70 保安林の指定解除(治山課)
- 71 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 72 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)
- 73 土地改良事業計画の適当決定(農地計画課)
- 74 土地改良事業計画の適当決定(農地計画課)
- 75 県営土地改良事業計画の決定(農地計画課)
- 76 団体営土地改良事業の完了(農地整備課)

公 告

特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

企業局公告

一般競争入札の実施(企業局施設課)

告 示

◎新潟県告示第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和元年5月24日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
森田内科医院	妙高市末広町2番7号	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	平成31年4月1日

◎新潟県告示第66号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、柏崎市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和元年5月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月25日(火)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	柏崎市高柳町事務所車庫	柏崎市全域
6月26日(水)		ワークプラザ柏崎	
6月27日(木)			
6月28日(金)			
7月1日(月)			
7月2日(火)			
7月3日(水)			
7月4日(木)			
7月5日(金)		ワークプラザ柏崎	
7月8日(月)			
7月9日(火)			
7月10日(水)	予備日		
7月11日から令和2年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、12月31日、令和2年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器
		特定計量器の所在の場所	

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第67号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和元年5月24日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日	
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会			
代表者氏名	代表理事会長 今井 長 司			
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15			
登録の区分	品位等検査			
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば			
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成分検査業務受委託先
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号
新潟県	陸 高志	新潟県新潟市江南区横越中央7丁目2-41	もみ、玄米、大豆	K1515009
	丸山 裕生	新潟県上越市春日山町2-2-2ロイヤルヴィラ・K1号館203	もみ、玄米、大豆、そば	K1530015
	知野 滋	新潟県加茂市大字鶴森甲302	もみ、玄米、大豆、そば	K1530036
備 考	略称『新潟県検査協会』 令和元年5月24日 1名の新規登録。1名の登録抹消。1名の住所変更。検査員合計710名。			

◎新潟県告示第68号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和元年5月24日

新潟県知事 花角 英世

漁協	加入区の名称	区域
新潟	西蒲	新潟市西蒲区間瀬、五ヶ浜、角田浜、越前浜及び西区四ッ郷屋の区域

◎新潟県告示第69号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年5月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県南魚沼市市野江乙1002の37（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第70号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年5月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県南魚沼市大沢字岩ノ平2058の172・2058の300（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第71号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区の定款の変更を令和元年5月15日認可した。

令和元年5月24日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第72号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和元年5月27日から令和元年6月21日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月24日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
長岡市 本与板土地改良区	本与板土地改良区	維持管理	変更	土地改良事業（変更）計画書の写し 定款の写し	長岡市役所	第48条

- 1 異議の申出について
この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
- 2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて
(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第73号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、令和元年5月27日から令和元年6月21日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	原柄沢	農業用排水施設整備 (基盤整備促進「農業用排水施設」)事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	南魚沼市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第74号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、令和元年5月27日から令和元年6月21日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	小松沢	農業用排水施設整備 (基盤整備促進「農業用排水施設」)事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	南魚沼市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第75号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営障子山地区農用地保全施設整備（ため池等整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和元年5月27日から令和元年6月21日まで

3 縦覧に供する場所

小千谷市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第76号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和元年5月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
南魚沼市 南魚沼土地改良区	蕪甲水系	農業用排水施設整備（基盤整備促進「農業用排水施設」）事業	平成31年3月12日

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 落札件名及び数量

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 男性警察官用夏服上衣長袖 | 799着 |
| 〃 夏服上衣半袖 | 1,246着 |
| (2) 男性警察官用夏服ズボン | 778本 |
| (3) 女性警察官用夏服上衣長袖 | 155着 |
| 〃 夏服上衣半袖 | 156着 |
| 〃 夏服ベスト | 47着 |
| 〃 夏服スカート | 6枚 |
| 〃 夏服ズボン | 129本 |

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

平成31年4月25日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 上記1(1)及び(3)について
小池被服株式会社
新潟県新潟市西区平島2丁目8番地6
- (2) 上記1(2)について
株式会社堀口繊維工業
新潟県新潟市西区寺尾2番29号

5 落札価格

- (1) 上記1(1)について
21,580,614円
- (2) 上記1(2)について
8,990,568円
- (3) 上記1(3)について
5,229,576円

6 契約決定方式

一般競争入札

7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

平成31年3月5日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、医局什器一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月24日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

医局什器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年7月19日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「家具類」「文具事務機器類」「印刷・印章類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年5月31日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月7日(金)午前11時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、診察室什器一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月24日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

診察室什器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年7月19日（金）

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「家具類」「文具事務機器類」「印刷・印章類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年5月31日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月7日(金)午前10時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

企業局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟臨海工業用水道脱水汚泥の運搬及び処分業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)(以下「特例政令」という。)の適用を受けるものである。

令和元年5月24日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟臨海工業用水道脱水汚泥運搬・処分業務委託

(2) 調達案件の仕様及び需要数量

脱水汚泥(フレキシブルコンテナバック入り)運搬・処分

※当該脱水汚泥は、100Bq/kg以下の放射性セシウムを含有する。

需要数量 約45,000トン

需要数量は容量及び含水率等からの推定により算出したものであり、実績による数量を保証するものではない。

その他、入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟市北区笹山東（新潟東港物流団地内）、新潟市北区笹山（新潟工業用水道事務所構内）及び受託者の処分施設ほか

(5) 入札方法

単価及び数量により入札に付する。

入札は、1トン当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びに落札を希望する数量（以下「落札希望数量」という。）により行うものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本入札における最少落札希望数量は、5,000トンとし、5,000トン未満の数量が記載された入札は無効とする。

2 契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和元年5月24日（金）から令和元年6月7日（金）まで、企業局ホームページでダウンロードすること。

URL <http://www.pref.niigata.lg.jp/kigyoo/>

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(3) 問合せ等

入札説明書による。

(4) 現地確認の申込み

現地確認を希望する者は、事前に申込みを行うこと。申込み方法等については、入札説明書による。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は単独の業者又は共同グループとし、次の要件を全て満たす者であること。なお、法人又は個人のいずれも入札に参加することができる。

(1) 共通の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされている者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項各号の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項各号の規定に基づく更生手続開始の申立をされている者でないこと。

エ 新潟県が発注する契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

オ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同グループの要件

入札説明書による。

(3) 単独の業者の要件

入札説明書による。

4 本件入札に係る競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び提出方法

(1) 入札に参加を希望する者は、令和元年6月10日（月）午前9時から令和元年6月13日（木）午後5時まで

に、競争参加資格確認申請書及び添付書類を持参又は郵送により提出すること。
持参する場合は、次の場所に提出期間内の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県企業局総務課総務係

電話:025-280-5565

(2) 競争参加資格の確認結果については、令和元年6月20日(木)までに競争参加資格確認通知書をもって通知する。ただし、通知後において、競争参加資格を満たさないことが明らかになった場合には、競争参加資格を取り消す。

5 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和元年7月4日(木)午後1時30分

(2) 場所

新潟県庁行政庁舎16階入札室

(3) 郵送による入札書類の受領期間、場所及び提出方法

令和元年6月21日(金)午前9時から令和元年7月3日(水)午後5時までの間に、上記4(1)に書留郵便の方法により、提出期間内必着で提出すること。

6 入札に要求される事項

入札者は、1トン当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びに落札希望数量を入札書に記載し、入札書には、収集運搬費と処分費のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書を添付しなければならない。

なお、入札書に記載された金額と、内訳書に記載された金額の合計額とが一致しない場合は、当該入札は無効とする。内訳書を提出しない場合又は内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認し難い場合等、その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。

7 入札保証金

入札時に、次の算式により算出して得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出しなければならない。

入札金額×落札希望数量×100分の108

8 契約保証金

契約金額(入札金額に100分の108を乗じて得た金額をいう。)に入札書に記載した落札希望数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

9 落札者の決定方法

(1) 本入札は、特例政令第10条第1項の規定に基づく複数落札入札制度による落札方式とし、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、入札書に記載した落札希望数量の多い者を先順位の落札者として決定する。

(3) 落札となるべき同価、同落札希望数量の入札をした者が2人以上ある場合には、くじにより先順位の落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 最後の順位の落札者の入札数量が、他の落札者の入札数量と合算して需要数量を超えるときには、その超える数量については落札がなかったものとする。

(5) 入札参加者が5者に満たないときは、特例政令第10条第11項の規定により、当該競争入札を取り消すことがある。

(6) 入札の結果、落札者のない場合は、特例政令第11条第1項の規定により、入札者のうち入札額の低い者から順に、発注者が指定する者と見積もり合わせを行ったうえで、随意契約により契約を締結する。

(7) 落札数量が需要数量に達しないときは、特例政令第10条第10項の規定により、需要数量に達するまで、入札者(落札した者を除く。)のうち入札額の低い者から順に、発注者が指定する者と見積もり合わせを行ったうえで、最低落札単価の制限内で随意契約により契約を締結する。

その他は入札説明書による。

10 無効入札

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 契約の停止等

- (1) 本調達サービスの契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (2) 落札者において、工水汚泥処理に必要な協定（自治体等と締結するものをいう。以下同じ。）の締結が整わない場合は、本業務の実施が困難になることから、協定締結を民法（明治29年法律第89号）第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。
- (3) 排出事業者である新潟県において、工水汚泥処理に必要な協定等の締結が整わない場合は、本業務の実施が困難になることから、協定等締結を民法第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定等が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。

12 契約の締結

当該入札に付する業務に係る委託契約の締結については、3の(2)に記載のグループの構成員それぞれと収集運搬業務又は処分業務に係る契約を締結するものとする。ただし、落札者が単独の業者である場合は、この限りでない。

13 その他

(1) 暴力団の排除

- ア 暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。
- イ 契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

(2) 競争参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争参加資格確認申請書等は返還しない。

(3) その他

- ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ その他詳細は入札説明書による。
- ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の定めるところによる。
- エ 消費税及び地方消費税の税率が変更となった場合は、変更後の税率で算定した契約単価に変更する契約を締結するものとする。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Commissioned service for collection and treatment of water purification sludge of The Niigata East Port Logistics Complex and Niigata Industrial Water Supply Office:1 set

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. 13 June, 2019

(3) Date of bid opening:

1:30P.M. 4 July, 2019

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

General Affairs Division

Bureau of Public Enterprise

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL:025-280-5565

E-mail:ngt300010@pref.niigata.lg.jp